

長浜市営住宅北新団地建替整備事業

モニタリング結果について

長浜市営住宅北新団地建替整備事業については、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律による特定事業として選定されていることから、特定事業契約書ならびに国から示されているガイドラインに基づき、長浜市営住宅北新団地建替整備事業の基本設計、実施設計、建替（解体、建設）工事及び余剰地活用業務についてモニタリングしました。

その結果、事業契約書、要求水準書等、設計図書及び民間事業者提案に従い実施されていることを確認しました。

具体的な確認は以下のとおりです。

- ・ 基本設計の完了確認（令和2年6月15日）
- ・ 実施設計の完了確認（令和2年10月9日）
- ・ 工事監理者から月1回の定例報告内容の確認
- ・ 定期的な工事の進捗状況の現地確認
- ・ 余剰地活用業務に関する定例報告内容の確認
- ・ 事業者による竣工検査等の報告の確認（令和4年1月）
- ・ 発注者による竣工確認（令和4年1月21日）